

島根県公民館連絡協議会会則

第1章 総則

第1条 この会は、島根県公民館連絡協議会と称する。

第2条 この会は、県内の公民館相互の連絡提携を図り、もって公民館活動の振興発展に寄与することを目的とする。

第3条 この会は、各郡市公民館連絡協議会等及びこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 事業

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公民館相互の情報交換
- (2) 公民館運営の研究
- (3) 公民館に関する調査研究
- (4) 各種研究集会〔大会・協議会・研究集会〕の開催
- (5) 公民館が行う事業の援助
- (6) 機関紙の発行
- (7) その他目的達成に必要な事業

第3章 役員、職員等

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 評議員 若干名
- (4) 監 事 2名

第6条 この会の会長、副会長及び監事は、評議員会で選出する。

2 評議員は、別記（選出区割り及び定数）のとおり選出する。

第7条 この会の役員の任期は、2年とする。ただし再選を妨げない。

2 役員に欠員の生じたときは、第6条に準じて選出するものとし、補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が決定するまでその職務を継続して行う。

第8条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
- (3) 評議員は、評議員会を組織し、予算、決算、事業計画その他重要事項を審議する。
- (4) 監事は、会計の監査に当たる。

第9条 この会に必要なに応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この会の運営に関し、評議員会において助言する。

第4章 会議

第10条 この会の会議は、評議員会とし、会長が招集する。

第11条 評議員会は、必要なに応じて開催し、次の事項を審議する。

- (1) 役員を選出
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 諸規則の制定改廃
- (4) その他重要事項

第12条 この会議は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第13条 この会議は、出席者全員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の裁決による。

第5章 会長の専決処分

第14条 会長は、評議員会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の評議員会において報告し、その承認を得なければならない。

第6章 事務局

第15条 この会の事務を処理するため、島根県教育庁社会教育課内に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 経費

第16条 この会の経費は、次によって支弁する。

- (1) 負担金（各市町村負担金）
- (2) 事業収益金

(3) 補助金

(4) その他の収入

2 各市町村が負担する負担金の割当額は、島根県公民館連絡協議会において定め、負担金はその年度の島根県公民館連絡協議会が定める日までに市町村ごとに納入するものとする。

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 記

本会則は、昭和26年10月26日から施行する。

昭和28年 5月27日改正

昭和35年 6月20日改正

昭和55年 4月30日改正

昭和56年 2月27日改正

昭和56年 5月12日改正

昭和57年 8月19日改正

昭和61年 4月25日改正

平成 5年 5月 7日改正

平成13年 6月21日改正

平成14年 6月19日改正

平成17年 2月17日改正

平成22年 4月 1日改正

平成25年12月19日改正

平成30年 3月23日改正